随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	教育総務課		
案　　件　　名	マイクロバス(中古)		
案　件　の　概　要	広野小学校児童送迎用として使用する中古マイクロバスを購入する。		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契　約　年　月　日	令和　7　年　1　月　28　日	契約の相手方	神姫商工(株)三田工場
契　約　金　額	5,235,849 円　(うち消費税相当額　473,789 円)		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　7　年　3　月　31　日　まで		
随意契約とした理由	広野小学校の児童が通学で使用する路線バス(上青野線)が令和7年3月末で廃止されることが決定したが、児童の通学手段の確保としてスクールバスにより対応することが政策会議で決定された。スクールバスを早急に購入し、令和7年4月から運行を開始する必要があるが、新車を購入する場合、発注から納車まで9か月を要することから中古車両を購入することになった。中古車両は新車と違い、物流の動きが早く、価格変動も著しく、また、1台1台の状態が異なるため、入札期間の確保や公正な価格比較が困難であり、競争入札に適しないものである。複数業者に対して市場調査を実施したところ、中古マイクロバスの取り扱い及び架装等や車検整備ができる業者が神姫商工(株)三田工場の1者に限られた。当該業者と車両の仕様等条件面で協議を行った結果、仕様及び予算額等の条件を満たす車両の提案があったことから地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利なもの)により神姫商工(株)三田工場と随意契約を行うこととする。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。 (競争入札に付することが不利なもの)		